

【社会民主党】補足インタビュー

9月6日（月）参議院議員会館

対応者 福島みずほ参議院議員（党首）

社会民主党全国連合 組織団体局 松本貴裕

参加者 2名

補足概要

- ・改正候補者男女均等法（略称）に候補者数値目標は義務化できなかったが「セクハラ・マタハラ対策」が入った。研修や相談窓口設置を検討する。
- ・男女均等法の方策では、党則で「クオータ制の原則」を規定し、2006年より施行。女性の政治参加を推進するため各議会の候補者などに女性の一定比率（各都県 30%以上）を保障するよう努力義務を課している。
- ・国政選挙候補者の女性比率を50%とすることを2021年の全国代表者会議で採択。
- ・常任幹事会は男性4：女性4で半々、ジェンダー平等になっている。
- ・新自由主義では男女平等に及ばず、公共サービスをやせ細らせた。格差是正の社会民主主義実現に向け野党共闘をめざす。
- ・低賃金を変えよう、最低賃金は1500円に。公共サービスをやせ細らせた公務非正規雇用に皆勤手当など、同一価値労働同一賃金を。
- ・保育、介護、ケア労働、の賃金の見直し、待遇改善などに力をいれる。
- ・世帯単位から個人単位の社会へ。
- ・教育現場の費用負担を減らし無償化をめざす。学校給食も同様に。
- ・みずほ塾などで政治を身近なものにし育成を心掛けてきた。政治へのコミットの仕方など若い女性の動きは優先順位が変わってきた。
- ・クオータ制実現も比例代表制へ選挙制度を変えることですすむ。
- ・候補者の財政負担も配慮している。供託金は党がもっている。